



2022年9月27日

各 位

会社名 株式会社 S Y S ホールディングス
代表者名 代表取締役 鈴木裕紀
会長兼社長
(コード番号：3988 東証スタンダード)
問合せ先 取締役専務執行役員 後藤大祐
管理本部長
(TEL 052-937-0209)

(訂正) 「監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び

役員の変動に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年9月13日に発表しました、「監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ」の記載に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては二重下線を付しています。

記

1. 訂正の理由

(別紙) の記載に誤りがあることが判明したため、関連する項目の訂正を行うものであります。

2. 訂正箇所

【訂正前】

(別紙)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 第35条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役</u> の過半数をもって行う。	第5章 監査等委員会 第32条 (<u>監査等委員会</u> の決議方法) 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査等委員</u> の過半数をもって行う。

【訂正後】

(別紙)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 第35条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会</u> の決議は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数</u> をもって行う。	第5章 監査等委員会 第32条 (<u>監査等委員会</u> の決議方法) 監査等委員会の決議は、 <u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u> をもって行う。

以上